

【パブリックコメント実施要領】

昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画（素案）に係る意見募集

1 意見募集の対象

昭島市では、地域で活動する団体の有機的な連携を促進するため、「昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画」を策定します。策定するに当たって、学識経験者、地域コミュニティ等に関する機関・団体の関係者、公募の市民委員で構成される昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画策定委員会を設置し、検討及び協議を重ね「昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画（素案）」を取りまとめましたので、この内容に関し、広く市民の皆様のご意見を募集します。

2 募集期間

令和6年12月13日（金）から令和7年1月17日（金）午後5時まで（必着）

※郵送による場合は令和7年1月17日（金）の消印有効

3 資料の入手方法

「昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画（素案）」は、次の方法で入手・閲覧することができます。

（1）インターネットによる閲覧・ダウンロード

昭島市ホームページ (<https://www.city.akishima.lg.jp>)

市政情報→ご意見・お問い合わせ→パブリックコメント→

意見募集→昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画（素案）に係る意見募集



（2）窓口での配布・閲覧

次の窓口で配布します。また、閲覧することもできます（休館中の施設を除く）。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ◇市役所1階総合案内カウンター | ◇児童センター「ぱれっと」 |
| ◇市役所2階市民部生活コミュニティ課 | ◇環境コミュニケーションセンター |
| ◇東部出張所 | ◇水道部 |
| ◇松原町コミュニティセンター | ◇各市立会館 |
| ◇勤労商工市民センター | ◇総合スポーツセンター |
| ◇あいぽっく（保健福祉センター） | ◇FOSTERホール（市民会館）・公民館 |
| ◇各高齢者福祉センター | ◇アキシマエンシス国際交流教養文化棟 |

（3）郵送での送付

郵送による送付を希望される方は、切手180円分を貼付した返信用封筒（A4サイズの冊子が入るものに、郵便番号、住所及び氏名（企業・団体の場合は名称）を明記）を同封のうえ、次に送付してください。

送付先 〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

昭島市市民部生活コミュニティ課 宛

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法で意見書を提出してください。意見書の様式は、この要領の最後に添付しています。（※添付した様式を直接使用しなくても、様式の内容を項目順にすべて記載していただければ、意見を提出する方が作成したものでかまいません。）なお、意見書の不備などにより意見書を提出いただいた方に連絡をする場合があります。意見の提出者の連絡先に関する事項「郵便番号、住所、氏名（企業・団体の場合は名称）、及び電話番号」を、明記していただきますようお願いいたします。

なお、電話での意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 持参

- ① 意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、直接提出先に持参してください。

② 提出先 昭島市市民部生活コミュニティ課（昭島市役所2階）

(2) 郵送

- ① 意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、封書で送付してください。なお、封筒に朱書きで「昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画（素案）に係る意見」と記載してください。

② 郵送先

〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

昭島市市民部生活コミュニティ課 宛

(3) ファクシミリ

- ① 意見書の様式に従い、A4サイズで意見書を作成し、送信してください。

② 送信先 ファクシミリ番号：042-544-6440

(4) 電子メール

- ① 意見書の様式に従い、テキスト形式で送信してください。URLへの直接リンクによる意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。なお、電子メールの件名は「昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画（素案）に係る意見」としてください。また、郵便番号、住所、氏名（企業・団体の場合は名称）、電話番号及び電子メールアドレスを必ず本文中に記載してください。

② 送信先 電子メールアドレス：shiminkatsudosui@city.akishima.lg.jp

(5) 電子申請

フォームの項目に従い、入力してください。

入力先：フォーム名

「昭島市地域コミュニティ活動連携推進計画（素案）に係る意見」

【URL】<https://logoform.jp/f/LNHjL>



5 注意事項

(1) 意見書は、A4サイズで作成してください。

(2) 意見書は、日本語で作成してください。

(3) 提出いただいた意見については、郵便番号、住所、氏名（企業・団体の場合は名称）、電話番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

(4) 募集期間内に到着しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものについては、無効とします。

① 個人や特定の団体を誹謗中傷するもの

② 個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの

③ 個人や特定の団体の著作権を侵害するもの

④ 公序良俗に反するもの

⑤ 営業活動など営利を目的としたもの

(5) 提出いただきました意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

6 問い合わせ先

昭島市市民部生活コミュニティ課市民活動推進係 電話番号 042-544-4132

《樣式》

パブリックコメントに関する意見書

ご意見